

札幌市重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱

〔平成 27 年 9 月 28 日〕
障がい保健福祉担当局長決裁

（目的）

第 1 条 札幌市重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業（以下「本事業」という。）は、重度の障がい者のうち、意思疎通が困難で、かつ、介護者がいない者が医療機関に入院する場合に、利用者との意思疎通に熟達している者を派遣することにより、医療従事者との意思伝達の円滑化を図ることを目的として実施する。

（事業の位置付け）

第 2 条 本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に規定する地域生活支援事業として実施するものとする。

（対象者）

第 3 条 本事業の対象者は、市内に居住地を有する単身又は単身に準ずる世帯のうち、次の第 1 号から第 3 号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障がいにより法第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護（以下「重度訪問介護」という。）の支給決定を受け、次の(ア)から(ウ)のいずれにも該当する者
 - (ア) 法第 21 条第 1 項に規定する障害支援区分の認定（以下「区分認定」という。）が区分 6 の者
 - (イ) 区分認定に係る医師意見書等において四肢の麻痺等が確認できる者
 - (ウ) 区分認定に係る認定調査項目のうち「1 - 1 寝返り」が「全面的な支援が必要」に該当する者
- (2) 知的障がい又は精神障がいにより重度訪問介護の支給決定を受け、区分認定に係る認定調査項目のうち「3 - 3 コミュニケーション」が「日常生活に支障がない」以外に該当する者
- (3) 法第 5 条第 2 項に規定する居宅介護（以下「居宅介護」という。）、同条第 4 項に規定する同行援護（以下「同行援護」という。）、同条第 5 項に規定する行動援護（以下「行動援護」という。）、同条第 9 項に規定する重度障害者等包括支援（以下「重度障

害者等包括支援」という。)、同条第15項に規定する共同生活援助(外部サービス利用型で受託居宅介護の支給決定を受けた者に限る。以下「共同生活援助」という。)又は法第77条第8項に規定する移動支援事業(以下「移動支援」という。)のうち、一以上の支給決定を受け、次の(ア)から(ウ)のいずれにも該当する者

(ア) 区分認定が区分4以上の者

(イ) 「行動援護判定基準と認定調査等項目」(別表)における点数の合計が10点以上の者

(ウ) 区分認定に係る認定調査項目のうち「3-3コミュニケーション」が「日常生活に支障がない」以外に該当する者

(支援の内容)

第4条 本事業により提供する支援の内容は、入院時における医療従事者との意思疎通の円滑化を図るためのコミュニケーション支援及びこれに付随する見守りとし、医療機関における看護に相当する行為(身体の清拭、食事、排泄等の療養上の世話や、病室内の環境整備、ベッドメイキングを含む)は対象としない。

(対象事業者)

第5条 前条に掲げる支援を行う事業者(以下「コミュニケーション支援事業者」という。)は、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は法第30号第2項イに規定する基準該当事業所のうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援又は移動支援を現に対象者に提供している事業者とする。

(対象従業者)

第6条 第4条に掲げる支援を行う従業者(以下「コミュニケーション支援員」という。)は、前条に掲げる事業者に所属する従業者で、対象者の入院前に支援実績があり、対象者との意思疎通に熟達した者とする。

(支給量)

第7条 1月当たり75時間を上限とし、必要と認められる時間数とする。

(支給期間)

第8条 1回の入院につき、利用開始日から当該日が属する月の翌月の初日から起算して12ヵ月間の範囲とする。ただし、利用開始日が月の初日の場合は、当該月の初日から起算して12ヵ月間の範囲とする。

2 前項の規定に関わらず、本事業の支給期間は、第3条に掲げる各号において支給決定を受けているサービスの有効期間を超えることはできないものとする。

(利用申請)

第9条 本事業の利用を希望する重度の障がい者（以下「申請者」という。）が入院する場合、速やかに入院時コミュニケーション支援申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に障害福祉サービス受給者証を添えて、居住地を管轄する区の保健福祉部長（以下「保健福祉部長」という。）に申請しなければならない。

(支給決定)

第10条 申請を受けた保健福祉部長は、当該申請の内容を審査し、利用が適当であると認める場合は、入院時コミュニケーション支援決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）及び入院時コミュニケーション支援受給者証（様式第3号。以下「受給者証」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 保健福祉部長は、利用が不適當であると認める場合は、入院時コミュニケーション支援却下決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(支給決定の変更)

第11条 前条の規定による支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）が、決定内容について変更を必要とするときは、「入院時コミュニケーション支援変更申請書」（様式第5号）により、保健福祉部長に申請しなければならない。

2 申請を受けた保健福祉部長は、申請内容の変更を認める場合は、入院時コミュニケーション支援変更決定（却下）通知書（様式第6号）により支給決定者に通知するものとする。

(支給決定の取消)

第12条 保健福祉部長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは支給決定を取り消すことができる。

- (1) 死亡したとき
- (2) 本事業の利用を辞退したとき
- (3) 第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき
- (4) 偽りその他不正の申請により支給決定を受けたとき
- (5) その他、保健福祉部長が本事業の利用を不相当と認めたとき

(退院の報告)

第13条 支給決定者が医療機関を退院したときは、速やかに退院報告書(様式第8号)を保健福祉部長に提出するものとする。

(利用契約)

第14条 支給決定者が本事業を利用しようとするときは、決定通知書及び受給者証をコミュニケーション支援事業者に提示し、当該事業者と利用契約を締結するものとする。

(事業に要する費用)

第15条 本事業に要する費用の額(以下「支援費用」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)別表第2に定める単位数に、厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年厚生労働省告示第539号)に掲げる地域区分に応じた重度訪問介護の一単位の単価を乗じて得た額とする。

(利用者負担)

第16条 利用者負担の額は、前条に定める支援費用の1割とし、コミュニケーション支援事業者に支払うこととする。

2 前項の規定に関わらず、法第29条第4項に基づき決定された障害福祉サービスの利用者負担上限月額範囲内とし、同一月に利用した法に基づく障害福祉サービスの利用者負担の額とあわせて上限額管理を行うこととする。

3 利用者負担の上限額管理については、コミュニケーション支援事業者が行うこととする。

(請求及び支払い)

第17条 コミュニケーション支援事業者は、支援費用から利用者負担額を控除した額の支払を受けようとする際は、次の各号に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 入院時コミュニケーション支援請求書(様式第9号)
- (2) 入院時コミュニケーション支援明細書(様式第10号)
- (3) 入院時コミュニケーション支援実績記録票(様式第11号)
- (4) 入院時コミュニケーション支援上限額管理結果票(様式第12号)

2 市長は、コミュニケーション支援事業者から上記書類により本事業に関する費用の請求があったときは、その内容を審査の上、適当であると認めるときに支払うものとする。

3 前項の規定による支払いを受けたコミュニケーション支援事業者は、当該支払いに係る本事業の支給決定者に対し、本市から支払いを受けた旨を速やかに通知しなければならない。

(領収書の交付)

第18条 コミュニケーション支援事業者は、第16条の規定により利用者負担の支払いを受けた場合は、支払いを行った利用者に対し、領収書を交付しなければならない。

(費用の返還)

第19条 市長は、コミュニケーション支援事業者が、偽りその他不正の手段により、第17条に規定する費用の支払を受けた場合は、当該事業者から費用の全部又は一部を返還させることができる。

(コミュニケーション支援事業者の責務)

第20条 コミュニケーション支援事業者は、本事業の支給決定者が、医療従事者との意思疎通が円滑に図れるようコミュニケーション支援員を派遣し、コミュニケーションに要する支援を適切かつ効果的に行わなければならない。

2 コミュニケーション支援事業者は、本事業に関する支援を行った場合、その内容を記録することとし、また、記録書類を5年間保管しておかなければならない。

(報告等)

第21条 保健福祉部長は、事業の実施に関して必要と認められるときはコミュニケーション支援事業者に対して本事業に係る報告及び書類の提示を命じ、又は職員に支給決定者及び当該事業者のコミュニケーション支援員に対して質問させることができる。

(委任)

第22条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、障がい保健福祉部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

(別表)

行動関連項目	0点			1点	2点	(参考) 認定調査 等項目
コミュニケーション	1. 日常生活に支障がない			2. 特定の者であればコミュニケーションできる 3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる	4. 独自の方法でコミュニケーションできる 5. コミュニケーションできない	3-3
説明理解	1. 理解できる			2. 理解できない	3. 理解できているか判断できない	3-4
大声・奇声を出す	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	4-7
異食行動	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	4-16
多動・行動停止	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	4-19
不安定な行動	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	4-20
自らを傷つける行為	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	4-21
他人を傷つける行為	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	4-22
不適切な行為	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	4-23
突発的な行動	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	4-24
過食・反すう等	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	4-25
てんかん	1. 年に1回以上			2. 月に1回以上	3. 週に1回以上	意見書等